

上代文献に見える麝香について

高橋庸一郎

一 倭国の献上物と晋の贈物

「太平御覧」卷九八「香部一麝」の項に、「義熙起居注曰倭國獻貂皮、人參等。詔賜細篁麝香」(義熙起居注に曰く、倭國貂皮、人參等を獻る。詔して細篁、麝香を賜う。)とある。義熙は東晉(三一七—四二〇)、安帝(三九六—四一八)期の四〇五年—四一八年まで十四年間使われた年号である。これは「晉書」卷十、義熙九年の条に、「是歲、高句麗、倭國及西南夷銅頭大師並獻方物。」(是の年、高句麗、倭國及び西南夷の銅頭大師、並に方物を獻す。)とあるのと同じ事を述べているものと思われる。方物は、方術、方士などと同関係ある言葉かとも思え

るが、「宋書」卷九十三夷蠻列伝の倭國の条に、倭國の五王、讚、珍、濟、興、武がそれぞれ遣使奉獻した事が見えており、その中に、「太祖元嘉二年、讚又遣司馬曹達奉獻方物。」(太祖元嘉二年、讚、又司馬曹達を遣して方物を奉獻す)とある。倭國が、方術、方士という意味での方物を中國に奉獻することは考えられないから、「晉書」義熙九年の条の方物も、その地方の特産物という極く一般的の意味にとつてよいであろう。ただ銅頭大師というのが如何なる人物か判然としないが、とりあえず倭國とは直接関係のある人物ではあるまいと思われる。

(1) 貂について

貂は「説文」に、「貂、鼠屬大而黃黑出胡丁零國從豸召聲」(貂は鼠の屬なり。太にして黃黑、胡の丁零國に出ず。豸に從

い召聲なり」とある。許慎の生きた東漢期に於ける丁零國は鮮卑の北、バイカル湖を狭んで東西に広がった地域であったから、漢族から見れば胡族であり、貂はやはり漢の地では得ることの出来ない地方の産物なのであった。「本草綱目」獸部には貂鼠でとり、「栗鼠、松狗、時珍曰、貂亦作鼯、羅願云、此鼠好食栗及松皮、夷人呼爲栗鼠、松狗。」(栗鼠、松狗、時珍曰く、貂は亦た鼯に作る。羅願云う、此の鼠は栗及び松皮を食するを好む。夷人呼びて栗鼠、松狗と爲す。)とあり、「巢解」に、「今遼東、高麗及女眞、韃靼諸胡皆有之。其鼠大如獺而尾粗。其毛深寸許、紫黑色、蔚而不燼。用皮爲裘、帽、風領、寒月服之、得風更暖、着水不濡、得雪即消、拂面焰、拭味即出、亦奇物也。惟近火則毛易脫。漢制侍中冠、金璫飾首、前挿貂尾、加以附蟬、取其內勁而外溫。毛帶黃色者、爲黃貂、白色者、爲銀貂。」(今、遼東、高麗及び女眞、韃靼の諸胡、皆これ有り。其の鼠は大なること獺の如くして尾は粗なり。其の毛は深きこと寸許り、紫にして黑色、鬱として燼かず。皮を用いて裘、帽、風領を爲り、寒月に之を服すれば、風を得ても更に暖く、水着きても濡れず、雪を得ても即ち消え、面を拂えば焰の如く、味を拭えば即ち出で、亦た奇物なり。惟だ火に近づくれば則ち毛は脱し易し。漢は侍中の冠、金璫飾首を製るに前に貂尾を挿し、加うるに附蟬

を以ってし、其の内の勁を取れば外に温し。毛の黄色を帯る者は、黃貂爲り、白色の者は銀貂爲り。)とあるから、極めて良質で貴重な毛皮であつたらしい。現代中国語では *Opio* と発音され、香港中華書局印行「辭海」によれば、「低玄切、音調、鼯鼠。動物名 (*Mustela melampus*) 屬哺乳類食肉類、體形似鼯、長約二尺五寸、毛色黃黑或帶紫、口吻尖銳、有黑鬣、耳殼短而圓、四肢短、前肢更短於後肢、有鉤爪、尾長多毛、產遼東、高麗等處、多棲森林中、晝伏夜出、捕食鳥、鼠等、毛皮極珍貴。」とある。動物学上はイタチ科で日本ではテンと呼ばれているもので、日本本州、四国、九州、朝鮮に分布するといわれている。このように夏華の地には珍しく貴重なものであり、隣諸國のうちでは倭の國が主な産地ということで、倭國王が安帝への獻上物としたのもうなづける。

(2) 人參について

人參は現代の所謂高麗人參、朝鮮人參である。「本草綱目」では、人蔘、黃參、血參、人術、鬼蓋、神草、土精、地精などの別名があるとされ、李時珍は、「人蔘年深、浸漸長成者、根如人形、有神、故謂之人蔘、神草。」(人蔘は年に深く、浸して漸く長成する者なり、根は人の形の如くして、神有り、故に之を人蔘、神草と謂ふ) また、「其成有階級、故曰人術。其草背

向陰、故曰鬼蓋。其在五參、色黃屬土、而補脾胃、生陰血、故有黃參、血參之名。得地之精靈、故有土精、地精之名。」(其の成に階級有り、故に人術と曰ふ。其草背むいて陰に向う。故に鬼蓋と曰ふ。其の五參に在るは、色は黄にして土に屬し、脾胃を補ひ陰血を生ず、故に黃參、血參の名有り。地の精靈を得、故に土精、地精の名有り。)と述べ、その名が已に神秘な力を有しているかのように記述されている。また時珍は「廣五行記」に云ふ、として、「隨文帝時、上黨有人宅後每夜聞人呼聲、求之不得。去宅一里許、見人參技葉異常、掘之入地五尺、得人參、一如人體、四肢畢備、呼聲遂絕。觀此、則土精之名尤可証也。」(隨の文帝の時、上黨に人有りて宅の後、毎夜人の呼ぶ聲聞ゆ、之を求めても得ず。宅を去ること一里許り、人參の技葉の異常なるを見る。之を掘りて地に入ること五尺、人參を得、一つは人體の如く、四肢畢備し、呼ぶ聲遂に絶ゆ。此を觀れば則ち土精の名尤も証す可きなり。)と怪異な話を載せている。こうした志怪にも人參の持つ力を、當時の人々が不可思議なものとして認識していたということが表われている。また〔集解〕に、「弘景曰、上黨在冀州西南、今來者形長而黃、狀如防風、多潤實而甘。俗乃重百濟者、形細而堅白、氣味薄于上黨者、次用高麗者、高麗地近遼東、形大而虛軟、不及百濟、拜不及上

黨者。」(弘景曰く、上黨は冀州の西南に有り、今來る者は形長く黃、狀は防風の如く、潤多き實は甘し。俗に乃ち百濟の者を重んず、形は細く堅く白し。氣味は上黨者より薄し。次いで高麗者を用ふ。高麗の地は遼東に近く、形は大いして虛軟、百濟に及ばず、并せて上黨者に及ばず)とする。また、「恭曰、人參見用多是高麗百濟者。」(恭曰く、人參は多く用ひらるは是れ高麗、百濟の者なり。)と記述している。これによって人參は、上黨、高麗、百濟以外には殆んど産しない貴重なものであることが解る。また(主治)として、「補五臟、安精神、定魂魄、止驚悸、除邪氣、明目開心益智、久服輕延年。」(五臟を補ひ、精神を安んじ、魂魄を定め、驚悸を止め、邪氣を除ひ、目を明かにし、心を開き、智を益す。久しく服すれば身を軽くして年を延ばす。)とある。これは人体全体に関わる所謂滋養強壯劑的な、総合的薬効を述べたものであるが、「綱目」は更に、内臟の箇箇の器管に於ける疾患についても多くの処方記載しており、人參の薬効極めて大なるものであることを示している。つまり人參は、主に高麗・百濟に産して倭国には産しないものであるから、倭人はその広範にして且つ高い薬用効果を詳しくは知らなかつたであろう。当時華夏の地では竹林の七賢などの出現以後、神仙道家の思想が隆盛し、それにともなつて養生

の思想も新たな高まりを見せ、それによって仙薬への欲求も強まり、その中で人参や麝香などの薬効が大いに珍重されるようになっていたのであろう。そうした事情を倭国人が熟知していたとは思われないから、讚の使者は、やはり半島人のすすめによつて、半島に特産する貂や人参を持参したのではないかと考えられる。或はまた一方では、三六九年に倭は半島に任那を成立させ、「好太王碑」によれば三九一年に、百濟、新羅が日本に属し、更に三九七年には百濟の太子を人質にとるなど、倭は半島に対する支配を強めていたから、倭の使者はこの地の産物を漢土の帝に贈ることによつて倭の半島に対する支配力を誇示してみせたとも言えるかもしれない。

(3) 笙について

安帝が日本の使者に与えたものは細笙と麝香であつた。笙は「説文」に、「十三簧象鳳之身也笙正月之音物生故謂之笙大者謂之巢小者謂之和从竹聲古者隨作笙」(十三簧にして鳳の身に象る也。笙は正月の音なり。物生ず故に之を笙と謂ふ。大なる者は之を巢と謂ひ、小なる者は之を和と謂ふ。竹と生に従ふ。生聲。古くは隨、笙を作る。)とある。また「説文」は籥として、「三孔命也大者謂之笙其中謂之籥小者謂之葑」(三孔あるは命なり、大なる者は之を笙と謂ひ、其の中なるは之を籥と謂ひ、

小なる者は、之を葑と謂ふ) いづれも竹冠ゆえに素材は竹であつたろうと思われるが、「芸文類聚」所引の「説文」には、「舜一詞之下、得笙白玉管」(舜詞の下、得たる笙は白玉の管なり。)とあるから必ずしも竹製とは限らなかつたようである。「説文」説解中の簧は、「説文」に、「笙中簧也從竹黃聲古者女媧作簧」(笙中の簧なり、竹に従ふ。黄聲、古くは女媧簧を作る)とある。つまり笙に使われている弁のようなものであろう。笙について段玉裁は、「白虎通曰八音弛曰笙弛之爲言施也在十二月萬物始施而牙笙者大族之氣象萬物之生故曰笙釋名曰笙生也象物貫地而生也按禮經東方鐘磬謂之笙鐘笙磬猶生也東爲陽中萬物以生是以東方鐘磬謂之笙也初生之物必細故方言云笙細也故笙大笙也笙可訓大」(白虎通に曰く、八音の弛を笙と曰ふ、弛の言を爲すは施なり。十二月に在りては、萬物始めて施し牙ぶく。笙なる者は大族の氣なり。萬物の生を象る。故に笙と曰ふ。釋名に曰く、笙は生なり。物地を貫きて生ふるを象すなり。禮經を按ずるに、東方は鐘磬、之を笙と謂ふ。鐘笙、磬笙猶生なり。東は陽中爲り。萬物を以てす。是れを以て東方は鐘磬、之を笙と謂ふなり。初生の物は必ず細なり。故に方言に笙細と云ふなり。笙は大笙なり。故に笙は大と訓す可し。)と注している。笙は「説文」に、「管にして三十六の簧也」とある。ここに言

う方言に云う所の笙細が「義熙起居注」に言う「細笙」なのであろう。因みに「説文」は籥を、「參差管樂象鳳之翼從竹肅聲」（參差たる管樂なり。鳳の翼に象る。竹に従ひ、肅聲なり。）という。即ち女媧の作成伝説を持つ籥を十三持つ管樂器が笙で、それは鳳の身を象り、幾本かの長短の管を並べた管樂器が籥で、それは鳳の翼に象るといふ。いづれにしても古代漢民族の管樂器に見る神秘性の深さを表わした説解と言へる。

当時、音楽が倭国の朝廷にとっていかに認識されていたか、そしてこうした管樂器が何程の意味を持っていたか、或はどれ程の価値を持って受け入れられたものか窺うすべはない。しかし応神紀十三年の条には髮長媛を喚して宴をきこしめす事が見え、また允恭紀七年の条に「新室に懸す。天皇、親ら琴撫きたまふ。皇后、起ちて憊ひたまふ」とあるから、朝廷に於てしばしば宴が催され、そこでは必ず管弦の音曲が奏せられていたことが知られるし、また同じく允恭紀の四十二年の条にも「天皇崩りましぬ。時に年若干。是に、新羅の王、天皇既に崩りましぬと聞きて、驚き愁へて、調の船八十艘、及び種種の樂人八十を貢る。是、對馬に泊りて、大きに哭る。筑紫に到りて、亦大きに哭る。難波津に泊りて、則ち皆、素服きる。悉に御調を捧げて、且種種の樂器を張へて、難波より京に至るまで、或は哭

き泣ち、或いは憊ひ歌ふ。遂に殯宮に參會ふ。」とある。これは義熙九年よりも更に四十年程後のことであるが、当時半島から多くの音曲、御歌とともに様々な樂器が大和朝廷にもたらされていたことが解る。こうした背景と、応神紀十五、十六年の条に見える阿直伎、王仁の來朝による、諸典籍をはじめとする漢文化撰取に対する積極的な氣運とを前提として考へるなら、安帝から与えられた細笙は可成り有用なものであったであろうと想像される。因みに「西大寺資財流記帳」に唐樂器として笙六管が見える。

二 麝香と倭國

麝香は鹿類の一種である麝から取れる香である。麝は「説文」には駘で記され、「駘如小鹿脛有香」（駘は小さき鹿の如くして脛に香有り）とある。麝香も六朝時代には仙薬として重んじられ「抱朴子」などにも蛇を避ける靈力があるものとして屢々登場する。「政和證類本草」にも、「麝香味辛温無毒主辟惡氣殺鬼精物温唐蝨毒癩瘡去三蟲療諸凶邪鬼氣中惡心腹暴痛服急痞滿風毒婦人產難墮胎去面蠹目中膚翳久服除邪不夢疝癰寐通神仙」（麝香、味は辛く温なり、毒無し。主に毒氣を辟け、鬼、

精物を殺し、蝨毒、癩瘡を温癒し、三蟲を去つて、諸の凶なる邪氣、中惡、心腹の暴痛、服急、痞滿、風毒、婦人の産難、墮胎を療し、面蠅、目中の腐翳を去る。久しく服せば邪を除いて、夢寐、魘寐せず、神仙に通ず」とあり、臨床的医薬としても効果あるものとされている。

扱、「義熙起居注」に見えるこの記事が、文献上、日本と麝香との関わりを記す最初の資料であると思われるが、当時の倭国では、こうした麝香などがどれ程の価値のあるものとして認識されていたのか甚だ心もとない。六朝時代に於ては、香物はまだ焼香用の香と、仙薬的用途を含んだ上での薬用との區別は明確ではなかった。どちらかと言うとまだ養生法的な意味で薬用として使われる方が多かつたと思われる。中国側もこの時、ただ芳香豊かな珍貴なものという意味ばかりでなく、大いにそうした道家的薬用の意味を込めて倭国の使者に送つたものであろう。

「日本書記」允恭天皇三年の条に、「三年の春正月の辛酉の朔に、使を遣して良き醫を新羅に求む。秋八月に醫、新羅より至でたり。則ち天皇の病を治めしむ。幾時も經ずにして病已に差えぬ。天皇歡びたまひて、厚く醫に賞して國に歸したまふ。」という記事がある。当時日本にはすぐれた醫はいなかつたものと

見えわざわざ新羅からつれて来ている。「古事記」によるとこの醫は金波鎮漢紀武という名であつて、「新良の國王、御調八十一艘貢進る。尔して御調之大使、名は金波鎮漢紀武と云ふ、此人深く薬方を知れり」と書かれている。こうした医師不足の状況の中で日本は薬方に相当な関心を持っていたはづであるから、やはり麝香も薬の一種として貴重であつたのであろう。

しかし香としての麝香はどうであつたろうか。これは麝香についてではないが、「日本書記」推古天皇三年の条に、「沈水、淡路嶋に漂着れり。其の大きき一圍。鳴人、沈水といふこと知らずして、薪に交てて竈に焼く。其の烟氣、遠く薫る。則ち異なりとして獻る。」とあり、平氏撰「聖德太子伝曆」の同条に、「太子が沈水香について詳しく群臣に解説して聞かせる箇處がある。これで見ると七世紀の初めであつても宮廷の貴族達の間で香というものがよく知られていたわけではなかつたらしいということが解る。さすれば太子より約二百年以前の倭國の人々は薬としての麝香は或は知られていたかもしれないが、焼香用の香としての麝香についての知識は殆んど持ち合せていなかったのではなからうか。中国本土でも全くそうであつたように、日本に於いても所謂香というものが習俗として定着するのは、やはり仏教という寺院内の宗教儀礼が、天竺から震旦、半島と、

日本に到るまで持ちつづけてきた焼香の習慣があつてこそそのことであらう。前掲「伝暦」の太子誕生に關して、「妃懷を披きて受けたまふに身体太だ香し」とあり、また太子四歳の条にも、「妃、懷を披きて抱きたまふに、其身太だ香し。香氣常に非ず。妃、乃ち最も寵愛を加へたまふ。或説に云く、一たび太子を抱きたてまつるに數月懷香はし。故に後宮争ひて抱き奉らむと欲りす。及きて妃も亦加抱きたまふ。」とある。これは仏教的儀礼の中では焼香、香りが重要な意味を持つており、香りによつてその仏をとりまく場を清淨な莊嚴なものとし、それによつて御仏に対する崇高な信仰の高まりを、催しものであるという前提から更に一步進めて、聖なるものに香りを加えることにより、より一層聖なるものとするのが出来るのみならず、聖なるもの自身は己にその身の内によき香りを保持しているものであるという考えに立つものである。又これは中国の各種高僧伝等の影響にもよるのであらうが、仏教的には本来、香りは対御仏についてのみ供されるものであつた筈のものが聖徳法王とはいわれながらも、高潔なる人間についても、香りによる粉飾が行われるようになったといふことは、それだけ香が一般貴族の生活のうちにも入り込んで来ているといふことを示すものであらう。「伝暦」の成立は恐らく十世紀の半ば頃であらうから

時代的には相当降ることになるが、しかし内容的には相当古い伝承が含まれているから、この太子誕生記事もその一つと考えられようか。「寧樂遺文」にとられた「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」に、「又戊午年四月十五日、請上宮聖徳法王、令講法華勝鬘等經味、某儀如僧、諸王公主及臣連公民信受無不喜也、講說竟高座爾、坐奉而、大御語止爲而、大臣乎香爐乎手擎而誓願也、事立爾白左久、七重寶毛非常也、人寶毛、非常也、是以、遠味須彌乃御地平布施之奉良久、御世御世世世不朽滅可有物止奈。」とある。(戊午年といふのは推古六年(五九八)であるが、これと略同内容の記述が、「日本書紀」、「伝暦」では推古十四年の条にある。)ここに出て来る香爐は、日本文獻に表われる最初のものではないかと思われる。この香爐で如何なる香が焚かれたかは定かでない。また同じ「法隆寺流記資財帳」に「法分花香貝陸貝、帳肆張、帳貳枚……右癸巳年十月廿六日仁王會、納賜飛鳥宮御宇天皇者」とある。癸巳は舒明天皇五年(六三三)に當る。この場合も香具が使われていたことは解るが、どういふ香が焚かれていたかは知られない。しかし「大安寺伽藍縁起流記資財帳」には

合壽香壹齊合又壹箇重二兩二分 並佛物

合白檀貳斤捌兩參分 佛物

合沈香伍拾玖斤壹拾伍兩佛物五十九斤九兩

合淺香貳拾玖斤陸兩參分佛物廿四斤 十四兩三分

合薰陸香壹伯漆拾壹斤玖兩貳分

佛物一百廿一斤
法物十七斤八兩二分 通物卅三斤

合丁子香壹斤捌兩佛物

合衣香拾兩佛物

合百和香壹丸小 佛物

合青木香漆拾伍斤拾伍兩佛物七十三斤二兩
法物三斤三兩

合零陵香壹斤陸兩法物

合蘇合香貳兩法物

合甘松香壹斤肆兩法物

合蜆香貳斤捌兩法物

合蠟燭肆拾斤捌兩通物

合灌頂幡壹拾貳具

組大灌頂一具

右前岡本宮御宇 天皇以庚子年納賜者

という記事があり、「岡本宮御宇 天皇以庚子年」は舒明十二年に当る。ここには十三種類の香名が記されており、特に沈香、淺香、薰陸香、青木香が量目が多いことが知れる。双行小書の

佛、法というのは供養の爲の使用対象の区分を言うのであろうが、「合馨香壹箇又壹箇重兩二
分並佛物」から考えると、大安寺には当時已に相当量の香が、それぞれの仏事毎に焚かれたものと想象される。そして馨香は量は多くはないが、香としては最初に記されているのをみるとやはり筆記自身の、馨香に対する評価の高さをも表わしているのかもしれない。斯様に想象されるのは、とりもなおさず、馨香はただの焚香の爲のみならずやはり薬としての重要な用途を持っていたと考えられるのである。

「扶桑略記」養老七年（七三三年）の条に、「興福寺内、建施薬院、悲田院」とあり、また「延喜式」「左右京職」に「凡京中路辺病者、孤子、仰九箇条令、其所見所過、隨便必令取送施薬院及東西悲田院」とある。これは施薬院、悲田院、療病院の三つを合せて敬田院と呼ばれるものである。「敬田院縁起」は、「伝暦」の中では「本願縁起」として引用されており、また「四天王寺御手印縁起」ともいわれているのであるが、その中に、「施薬院是令殖生一切芝草薬物之類、順方合薬、隨各所願、普以施与、」とある。多くの薬草を植えて収穫し、それを調合して種々の薬を作っていたのである。このような情況の下では馨香も焚香としてよりも、貴重な薬劑としての用途に重点が置かれるようになったという事であろう。「法隆寺資財帳」に、

合藥壹拾肆種

丈六分麝香壹兩

右天平六年歲次甲戌二月、納賜平城宮 皇后宮者

法分貳種麝香九兩
甲香十四兩

聖僧分捌種香附子八十兩
佛香地六兩

金石絳州六兩 五色龍骨八十七兩 紫背十六兩
桂心四兩 鬼臼十四兩 甘草一百廿八兩二分

通分參種治葛八兩二分 芒消三百八十二兩三分
無食子四兩

とある記事は、合薬が、麝香と、法分二種、聖僧分八種、通分三種の合計十四種になるのであるが、麝香については、天平六年（七三四）に、丈六（一丈六尺の仏像）の供養の為に焚香として納められたものが、この時点では薬用にふりかえられているということの意味しているのではなからうか。それだけ麝香に対する薬としての使用要求が高まってきたのであろう。同じ「法隆寺資財帳」のこの「合薬壹拾肆種」の前に挙げられている「合香」については

合香壹拾陸種

丈六分肆種（蒸）
麝香一百六十八兩、寺買、

沈水香十兩 淺香三百八十五兩
薫陸香四兩 青木香四兩

右天平八年歲次丙子二月廿二日、納賜平城宮

皇后宮者、

佛分壹種白檀香四百七兩
沈水香八十六兩

淺香四百三兩二分 丁子香八十四兩 安息香七十兩二分
薫陸香五十一兩 甘松香九十六兩 楓香九十六兩
合香十二兩 青木香二百八十一兩

聖僧分白檀香肆伯玖拾陸兩

塔分白檀香壹伯陸拾兩

となっており、香としての麝香の名はもうない。天平十九年の「大安寺資財帳」の記述の中には、「合銀玖佰貳拾玖兩三分百七十三兩、法物九兩二分 悲田分物二百五十六兩」などの文面が見えるから、これ等の寺院から悲田院や施薬院へ附与されたものも相当あったに違いない。

天平勝寶八年六月廿一日の「東大寺獻物帳」には

奉 盧舍那佛種、藥

合六十種 盛漆櫃廿一合

麝香卅劑重卅二兩并袋及
重小已下並同

犀角三箇一重一斤十二兩二分 一重一斤九兩二分

犀角一箇重六斤十三兩

犀角器一口重九兩三分

朴消七斤并袋 薤核五斤并袋

小草二斤四兩并袋 畢撥三斤十五兩并袋

胡椒三斤九兩并幣 寒水石十八斤八兩并幣

狼毒冊二斤十二兩并幣及並

治葛冊二斤并並

右納第廿一櫃

以前、安置堂内、供養盧舍那佛、若有緣病苦、可用者、並知僧綱後、聽充用、伏願、服此藥者、萬病悉除、千苦皆救、諸善成就、諸惡斷却、自非業道、長無夭折、遂使命終之後、

住

生花藏世界、面奉盧舍那佛、必欲證得遍法界位、

天平勝寶八歲六月廿一日

とある。これを見ると東大寺自身が堂内にこれ等の藥劑を置いて、直接にか、或は間接的にかははっきりしないが、施業院的事業も行っていたらしい。聖武天皇による仏教の隆盛が、現世での衆生済度に寺院が意を注ぐことを促進させたのであろう。それにしても麝香四十劑は大量である。それだけ需要も多くなっていたのであろう。因みに、「寧楽遺文」に収められている他の東大寺献物帳で、香としては浅香三十四斤があるのみで麝香はない。

「万葉集」に見える碑

「万葉集」卷第十七に、天平十八年のこととして左大臣橘宿

禰、大納言藤原豊成また諸王諸臣が太上天皇（元正天皇）の御在所に参り、仕へ奉りて雷を掃くことの敘述がある。その時、詔に應じて多くの諸王諸臣が歌を作ったが、最後の部分に次のような件りがある。「但奏忌寸朝元者、左大臣橘卿踏云、麝堪賦歌、以爵贈之。因此黙已也。」

「懷風藻」には、この朝元の父釈辨正についての伝があり、それに朝元についても些か触れているところがある。

釋辨正。二首。

辨正法師者。俗姓秦氏。性滑稽。善談論。少年出家。頗

洪玄學。太賀年中。遣學唐國。時遇李隆基龍潛之日。

以善園基。屢見賞遇。

有子朝慶朝元。法師及慶在唐死。元歸本朝。仕至大夫

。天平年中。拜入唐判官。到大唐。見天子。天子以其

父故。特優詔厚賞賜。還至本朝。尋卒。

これによると父の弁正、兄朝慶は唐にとどまって死んだが朝元のみ帰国したという。「續日本紀」に、「夏四月丁卯。秦朝「臣」元。賜忌寸姓。」と養老三の條にあり、また同五年春正月の條に、

「詔曰。文人武士。國家所重。醫卜方術。古今斯崇。宜播於百僚之内。優遊學業。堪爲師範者。特加賞賜。勅勵後生。」

のことがあり、ここで医術徒六位下秦朝元も褒賞を受けている。恐らく唐で医術を身につけて帰国していたのであろう。「懐風藻」の伝によれば、その後「天平年中に、入唐判官に拜さる。」とある。これは「續日本紀」によれば天平五年四月で遣唐大使は多治比真人廣成である。帰朝は天平七年三月である。「万葉集」巻第十七にみる、この應詔歌についての件は天平十七年であるから、朝元が帰国してから已に十年を經ている。にもかかわらず左大臣橘卿が、「以麝香贈之」と戯れたのは、朝元が唐から麝香を持ち帰って蔵しているだろうという意味からではない。恐らく朝元はこの時も猶お医術の業に携っており、当時医術の業にとって麝香はなくてはならない必需の妙薬とされている。朝元が業務上必ずや麝香を保持していると見られたからである。前に見た「東大寺献物帳」の記載時期とは十年の隔りあるのみである。

鑑真の将来した麝脂

五度に亘る失敗を経て六度目の艱難辛苦のはてに漸く唐僧鑑真が日本にやつて来たのは天平勝宝六年（七五四）のことであった。奈良時代末期、鑑真の弟子思托の撰になる「唐大和上東征伝」には鑑真和上が日本にむけて出発するに当り用意した物品の数かずが列記されている。その中に、

「麝香廿脍、沈香、甲香、甘松香、龍腦香、膽唐香、安息香、棧香、零陵香、青木香、薰陸香、都有六百餘片」

とある。ここで「沈香、甲香」以下の諸香については、「六百餘片」とその単位は「片」で表わされているのに対して、麝香だけは脍という単位が用いられている。これについては、藏中進「唐大和上東征伝の研究」に附された「校本」唐大和上東征伝」に依れば、戒壇院原刊本は「脍」が用いられているが、大東急記念文庫本、観智院甲本、高貴寺本、内閣文庫本、郡書類従本などはいづれも「劑」が用いられている。前に見た「樂道文」の「大安寺資財帳」では「齊」、傍注には「劑」が用いられ、「東大寺献物帳」では「劑」が用いられていた。劑は「説文」に、「齊也从刀从齊齊亦聲」（齊なり、刀に従ひ、齊に従ふ、齊は亦た聲なり）とあり、また齊は「説文」に、「禾麥吐穗上平也象形」（禾麥穂を吐きて上平らかなり、象形）とするが、この説解はそのものが理解し難い。要するに許慎は齊を齊一、均一の義に解しているようである。この字解の当否を今ここで論ずる余裕はないが、以上から察するに「劑」は、「劑」切る。切りそろえる。」等の意を包括しているようである。それが如何なる経緯をたどって「薬剤」の意となっていたかは今ここでは明かになし得ないが、しかし「劑」が薬剤の単位と

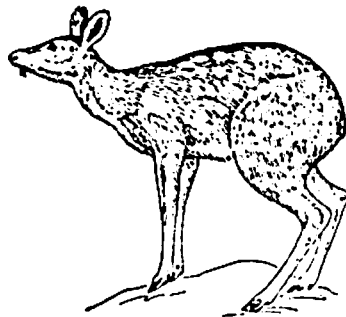
して用いられた例は唐土にもないように思われる。「馬王堆漢墓出土医書」には多くの薬剤が用いられ、「傷者。以續根一把。獨□長支者二廷。黄鈴二椹。甘草□廷。秋烏♀二□□□者二甌。」などという文が随所に見られるが、「劑」という単位はない。また「武威漢代醫簡」でも同様である。更に管見では、「政和證類本草」や、或はその中の引用書にも単位としての「劑」は用いられているを見ない。ということは、「東征伝」の「麝香甘脂」は「甘劑」の誤写ではなく、本来「脂」という専ら麝香を数える為の量詞があったということになろう。それは「説文」に、「脂に香有り」とあり、また「麝脂」という言い方が、宋孔平仲「談苑」や、宋の林逋の詩の中に見えることから推察出来る。またこうした言い方は日本にでも行われ、「太平記」「公家武家榮枯易地事」に、「三香ノ頭人ハ、沈ノホタ百兩宛、麝香ノ脂三充副テ置」などある。麝脂とは実際にはどういふものであるかは山西省医科大学編「中薬大辞典」に詳しい解説があるので参考として掲げておく。

①採集 活麝取香：選三歳以上の壮年雄麝、縛在取麝台上、

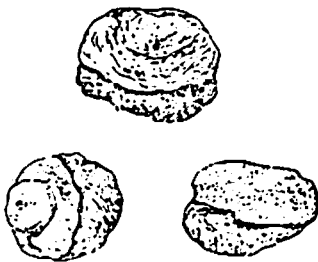
腹部向上。取香者以左手固定麝香囊（香腺囊）、并

分開囊口、右手持經過消毒的取香匙、徐徐插入、深

度視麝香囊大小而定、防止損傷香囊。插入后、輕輕



麝(雄体)
「中薬大辞典」より



麝香薬材
「中薬大辞典」より

転動取香匙、并向外掬取麝香、用盘盛取。取香后、
用消炎药涂擦囊口、然后将麝放回。

おわりに

② 整麝香：呈球形、椭圆形或扁圆形、直径三—七厘米。開口面略平坦、密生白色或灰棕色的短毛、呈旋渦状排列、中央有一小孔（囊口）、直径二—三毫米、去毛后顯棕色的革質皮。另一面力黑棕色的皮膜、无毛、手捏略有弹性。用剪刀剪開、可見中層皮膜、呈銀灰色且透明、習称「銀皮」、内層皮膜呈棕紅色、習称「油皮」、再内包含有顆粒状及粉末状的麝香仁。質較柔軟、有特異的香气。

③ 麝香仁：鮮時呈稠厚黑褐色軟膏状、干后為棕黄色或紫紅色的粉末、并偶爾夾有細毛。其中呈塊状顆粒者習称「当門子」、為不規則圓形或扁平状、多呈紫黑色、微有麻紋、油潤光亮。質柔有油性、手捻成团而不粘手、不結塊、手放開立即松散彈起。有強烈而特異的香气、味微苦而略辣。均以質柔軟、有油性、当門子多、香气濃烈者為佳。

即ち、一頭の麝香ジカの膽から取れる量が「麝香一臍」なのである。

麝香は、日本に本格的には仏教を介在者としてもたらされた。はじめはそれは当然焚香、焼香として入って来たのであったが敬田院などが建立されるようになってからは香としてよりも多くは薬用として使用されるようになった。「香要抄」の説明が殆んど「本草」からとられているのもこうした事情によるものと思われる。しかし以後時代の推移とともに、また香としてより多く使われるようになったらしく、「今昔」卷二十七第一に、ある女性について、「匂タル香、艶ズ馥ハシ、麝香ノ香ニ染返タリ。」とあり、また卷十五第四一にも、馥しき香を麝香の香にたとえた事が出ている。更に「宇津保物語」や「落窪物語」などにもよい匂いを表わすのに「麝香の香」にたとえている。これは「中右記」康和五年二月の条に、

八日 御物忌間、祇候禁中、院又御物忌也。

今日今宮令服麝香給也、從内被奉也、典藥頭忠康朝

臣勘申云、小兒令服麝香給有二様、付乳令服、又和

蜜令服云々、雖然付近代説、今服御口給也、

という記述などもあるが一般に、特に高貴なる人々の間では麝香のイメージは、やはり香に方にあったということが解る好資料である。この外、室町期の「塵添塩囊鈔」には興味ある解説があるが、次の作業としては後に発達した香道關香との関係をみていかねばならないであろう。しかしこれも別稿に譲る。

最後に、大谷光瑞が大正十四年に発刊した「滙足堂漫筆」というものがあり、そこに光瑞自身が手にした麝香についての記述がある。それをここに引用してここの拙稿を終る。

「之を（雞卵大、外面白色褐色の粗短毛叢生し、中に凝脂状の物あり）嗅ぐに決して芳香にあらず、數百倍に稀薄とし、始めて馥郁の清香あり。我曾て西藏より之を得、囊中に貯ふる所を檢するに、上に云ふが如く。本邦に於て之を如何ともする能はざるより。倫敦に逖致し香水を作りたるに、兩囊を用ひ、一ガロン餘の香水を得たり。而かも猶普通販賣せる香水に比し、更に強烈なり。一層稀薄となし、愈々清香を放つ。この香の特色は、香氣の速かに失せざるにあり、手巾の如き、洗濯の後餘香を殘せり。」